

令和元年度

行政監査報告書

松戸市監査委員

目 次

第 1	監査の種別	3
第 2	監査のテーマ及び目的	3
1	監査のテーマ	3
2	監査の目的	3
第 3	監査の対象範囲	3
第 4	監査の実施期間	3
第 5	監査の方法	3
第 6	監査の項目及び着眼点	4
第 7	公用車の管理及び安全対策の概要	5
第 8	監査の結果	20
む す び		22
 <資料編>		
	・監査対象の公用車一覧	27
	・松戸市庁用自動車管理規程	33
	・公用車の管理・運行に関する基準	36
	・公用車車両事故事務処理フロー等	39

凡 例

表及び文中の比率(%)は、小数点以下第3位を四捨五入した。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

松 監 第 1 4 4 号

令和2年3月10日

松 戸 市 長	本郷谷 健 次	様
松戸市議会議長	山 口 栄 作	様
松戸市教育委員会教育長	伊 藤 純 一	様
松戸市水道事業管理者	戸 張 武 彦	様
松戸市病院事業管理者	山 浦 晶	様
松戸市選挙管理委員会委員長	飯 沼 允	様
松戸市農業委員会会長	椿 唯 司	様

松戸市監査委員 高 橋 正 剛

同 三 好 徹

同 伊 東 英 一

同 二階堂 剛

行政監査の結果について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査について、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり提出します。

第1 監査の種別

行政監査（地方自治法第199条第2項の規定による監査）

第2 監査のテーマ及び目的

1 監査のテーマ

公用車の管理と安全対策について

2 監査の目的

本市においては、本庁舎及び出先機関にリース車両を含む多くの公用車が配置され、業務を円滑に遂行するために不可欠なものとなっている。一方、自治体財政を取り巻く環境は厳しさを増しており、より効率的な公用車の運用が求められている。さらに、安全管理の面からは、公務中の交通事故が後を絶たない状況である。

これらの状況を踏まえ、公用車の管理状況及び安全対策の現状について把握し、それらが適切かつ効果的、効率的に実施されているかについて監査を行い、その充実に資することを目的とする。

第3 監査の対象範囲

平成30年度に市が保有又はリースにより使用している車両。ただし、種別が普通自動車、小型自動車又は軽自動車で、用途が乗用自動車、貨物自動車又は乗合自動車を対象とし、特殊車両、消防車、救急車など、使用目的が限定されている車両は除く。

第4 監査の実施期間

令和元年8月13日から令和2年1月16日まで

第5 監査の方法

所管部局から監査調書及び関係書類の提出を求め審査するとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員のヒアリングを実施した。

第6 監査の項目及び着眼点

- (1) 公用車は適切に維持管理されているか。
 - ア 公用車の保有状況は適切なものとなっているか。
 - イ 公用車は効率的に稼働しているか。
 - ウ 公用車の運行管理は適切に行われているか。
- (2) 公用車における安全対策は適正に行われているか。
 - ア 定期点検、整備等は法令に従い、適時・適切に行われているか。
 - イ 事故防止の取組は適切に行われているか。

第7 公用車の管理及び安全対策の概要

1 公用車の管理について

(1) 公用車の保有状況について

今回の監査の対象とした公用車の保有台数は18部局290台であった。
部局別の保有台数及び保有形態は、表1のとおりである。

(表1)

部 局	保有台数 ※1			構成比率 (%)
	(台)	うち、リース	うち、所有	
総務部	1	0	1	0.34
総合政策部	3	2	1	1.03
財務部	93	87	6	32.07
市民部	18	10	8	6.21
経済振興部	5	1	4	1.72
環境部	28	12	16	9.66
健康福祉部	6	5	1	2.07
福祉長寿部	28	20	8	9.66
子ども部	8	4	4	2.76
街づくり部	18	7	11	6.21
建設部	23	17	6	7.93
生涯学習部	13	4	9	4.48
学校教育部	2	1	1	0.69
市議会事務局	1	1	0	0.34
選挙管理委員会事務局	1	1	0	0.34
消防局	18	3	15	6.21
水道部	8	0	8	2.76
病院事業管理局	16	7	9	5.52
合 計	290	182	108	100.00

※1 平成30年度中に更新した車両については、1台として数えている。
また、平成30年度途中で新規で保有した車両は含まない。

保有台数がもっとも多かった部局は財務部で93台(32.07%)であった。続いて環境部及び福祉長寿部の28台(9.66%)となっている。

なお、財務部の93台のうち、財産活用課所管の集中管理車^{※2}は40台であり、財産活用課から他の部局への長期貸出車^{※3}は45台となっている。これらを除くと財務部の保有台数は8台(2.76%)である。

※2 集中管理車とは、庁内グループウェアを活用した予約システムにより、それぞれの所属において使用可能な公用車である。予約は使用予定日の1か月前から可能で、5分単位で使用時間の設定ができる。

※3 長期貸出車とは、財産活用課が保有する車両のうち、所属ごとの業務の必要性等に鑑み、1年間を最長期間として貸し出す公用車である。

(2) 自動車の種別及び用途等の区分ごとの状況について

自動車の種別及び用途等の区分^{※4}ごとの保有状況については、表2のとおりである。

(表2)

自動車の種別 ^{※4}	用途等の区分 ^{※4}	保有台数 (台)	構成比率 (%)	合計 (構成比率)
普通自動車	乗用自動車等	21	7.24	40台 (13.79%)
	乗合自動車等	7	2.41	
	貨物自動車等	12	4.14	
小型自動車	乗用自動車等	14	4.83	45台 (15.52%)
	乗合自動車等	0	0.00	
	貨物自動車等	31	10.69	
軽自動車	乗用自動車等	97	33.45	205台 (70.69%)
	乗合自動車等	0	0.00	
	貨物自動車等	108	37.24	
合 計		290	100.00	

※4 自動車の種別は、道路運送車両法第2条(自動車の種別)の規定に、また、用途等の区分は、道路運送車両法施行規則第35条の3第14号に係る自動車局長依命通達(昭和35年9月6日 自車第452号)にそれぞれ基づいている。

自動車の種別ごとで最も台数が多かったものは軽自動車で205台となっている。構成比率では軽自動車が70.69%であり、次いで小型自動車の15.52%、普通自動車の13.79%となっている。

また、用途等の区分のみで保有状況を表すと表3のとおりである。

(表3)

用途等の区分	保有台数 (台)	構成比率 (%)	備考 (主な部局など)
乗用自動車等	132	45.52	財務部(57台)、 福祉長寿部(20台)など
乗合自動車等	7	2.41	福祉長寿部(3台)など
貨物自動車等	151	52.07	財務部(35台)、 環境部(25台)など
合計	290	100.00	

台数が最も多かった区分は貨物自動車等で151台であり、構成比率では52.07%となっている。次いで乗用自動車等の45.52%、乗合自動車等の2.41%となっている。

(3) 次世代自動車(低公害車)について

次世代自動車(低公害車)の定義^{※5}については、下記のとおりである。

- 燃料電池自動車……………車載の水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その電気でモーターを回転させて走る自動車。
- 電気自動車……………バッテリー(蓄電池)に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車。
- 天然ガス自動車……………天然ガスを燃料として走る自動車。
- ハイブリッド自動車……………複数の動力源を組み合わせて走る自動車。シリーズ方式、パラレル方式、シリーズ・パラレル方式、プラグインハイブリッド自動車などの種類がある。
- その他……………排出ガス基準に対応したクリーンディーゼル自動車などがある。

※5 環境省「次世代自動車ガイドブック2018」より

また、次世代自動車(低公害車)の配置状況については、次頁表4のとおりである。

(表 4)

次世代自動車の種類	台数 (台)	公用車全体に 対する割合(%)	備考
燃料電池自動車	1	0.34	
電気自動車	4	1.38	
天然ガス自動車	8	2.76	
ハイブリッド自動車	12	4.14	
その他の低公害車	228	78.62	低排出ガス車、 燃費基準達成車等
合 計	253	87.24	

次世代自動車の台数は 253 台であり、公用車全体 (290 台) に対する割合は 87.24%となっている。なお、財産活用課が定める「公用車の管理・運行に関する基準」(平成 19 年 10 月 1 日施行、令和元年 11 月 1 日改正)においても、「公用車の購入又は更新をする際は『松戸市地球温暖化対策実行計画』(平成 28 年 3 月策定)に基づき可能な限りクリーンエネルギー自動車^{※6}を選定すること。」とされている。

※6 「松戸市地球温暖化対策実行計画」より、天然ガス、電気、水素などを動力源とした自動車。新エネルギーの一つとして、従来型エネルギーの新利用形態の中に分類されている。

燃料電池自動車



電気自動車



天然ガス自動車



(4) 登録後の経過年数について

各車両における登録後の経過年数^{※7}は、表5のとおりである。

(表5)

経過年数	普通自動車 (台)	小型自動車 (台)	軽自動車 (台)	合計 (構成比率)
2年未満	4	7	25	36台 (12.41%)
2年以上 4年未満	3	5	34	42台 (14.48%)
4年以上 6年未満	9	2	39	50台 (17.24%)
6年以上 8年未満	0	3	17	20台 (6.90%)
8年以上 10年未満	6	2	44	52台 (17.93%)
10年未満計	22	19	159	200台 (68.97%)
10年以上 15年未満	16	14	41	71台 (24.48%)
15年以上 20年未満	0	6	5	11台 (3.79%)
10年以上 20年未満計	16	20	46	82台 (28.28%)
20年以上	2	6	0	8台 (2.76%)
合計	40	45	205	290台 (100.00%)

※7 平成30年4月1日を基準とし、自動車検査証に記載の初度登録年月からの経過年数で計算している。

登録後の経過年数は、10年未満が200台であり、全体の68.97%を占めている。また、10年以上20年未満が82台(28.28%)であるほか、初度登録から20年以上経過している公用車も8台あり、全体の2.76%となっている。

(5) 公用車の走行距離について

部局ごとの平成30年度中における公用車の走行距離は、表6のとおりである。

(表6)

部 局	保有台数 (台)	年間総走行距離 (km) ※8	1台あたり平均 走行距離 (km) ※8
総務部	1	3,497	3,497
総合政策部	3	24,248	8,083
財務部	93	374,971	4,032
市民部	18	170,058	9,448
経済振興部	5	6,465	1,293
環境部	28	116,105	4,147
健康福祉部	6	27,351	4,559
福祉長寿部	28	114,715	4,097
子ども部	8	38,736	4,842
街づくり部	18	90,050	5,003
建設部	23	93,524	4,066
生涯学習部	13	49,566	3,813
学校教育部	2	16,635	8,318
市議会事務局	1	5,547	5,547
選挙管理委員会事務局	1	3,660	3,660
消防局	18	59,746	3,319
水道部	8	16,506	2,063
病院事業管理局	16	69,993	4,375
合 計	290	1,281,373	4,419

※8 1台あたり平均走行距離は小数点以下を四捨五入している。また、平成30年度中に更新した車両については、更新前後の走行距離を合算し、1台として数えている。なお、平成30年度途中に新規で保有した車両は含まない。

1台あたり平均走行距離が最も長かった部局は市民部で、9,448kmであった。

また、公用車のうち最も累積の走行距離が長かったものは、すぐやる課所管の小型貨物自動車で、200,639kmとなっている。

「松戸市庁用自動車管理規程」では、運行を終了したときは車両主任

に報告し、運行日誌に所定の事項を記入しなければならないとしているが、定められた様式と異なる運行日誌を使用していた車両が5台あった。

なお、本市「公用車の管理・運行に関する基準」では、公用車を廃車する目安を登録日から10年又は走行距離が100,000kmを超えた場合と定めている。

(6) 公用車の稼働状況について

平成30年度における稼働状況は表7のとおりである。

(表7)

部 局	保有 台数 (台)	年間稼働 日 数 計 (日)	平均稼働 日 数 ^{※9} (日)	平 均 稼働率 (%) ^{※9}
総務部	1	185	185	75.82
総合政策部	3	527	176	72.13
財務部	93	15,253	164	67.21
市民部	18	3,425	190	77.87
経済振興部	5	464	93	38.11
環境部	28	4,488	160	65.57
健康福祉部	6	899	150	61.48
福祉長寿部	28	5,399	193	79.10
子ども部	8	1,162	145	59.43
街づくり部	18	3,602	200	81.97
建設部	23	3,857	168	68.85
生涯学習部	13	2,959	228	93.44
学校教育部	2	365	183	75.00
市議会事務局	1	186	186	76.23
選挙管理委員会事務局	1	162	162	66.39
消防局	18	2,395	133	54.51
水道部	8	812	102	41.80
病院事業管理局	16	3,017	189	77.46
合 計	290	49,157	170	69.67

※9 平均稼働日数は小数点以下を四捨五入している。また、平均稼働率は平均稼働日数を「松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例」により、日曜日及び土曜日を週休日としている職場の年間勤務日数244日で除したものである。

年間延べ稼働日数は49,157日であり、平均稼働日数は170日となっている。また、平均稼働率は69.67%となっている。

なお、平均稼働率がもっとも高い部局は生涯学習部で93.44%である。

(7) 経過年数別の稼働率について

経過年数別の稼働率は表8のとおりである。

(表8)

経過年数	稼働率 (%)
初度登録から10年以上	62.77
初度登録から10年未満	71.62

(8) 維持管理に要する経費について

公用車の維持管理に要する経費については、購入により取得し保有している車両では、法定検査費用、自動車重量税、自動車賠償責任（以下「自賠責」という。）保険料、任意保険料、修繕費及び燃料費等となっている。

これらの経費のうち、企業会計を除く一般会計・特別会計については、取得年度を除くと、自動車重量税、自賠責保険料及び任意保険料は財産活用課が支出し、その他の経費は各車両を保有している所属が支出している。

また、リース契約により保有している車両の場合、経費はリース費用、任意保険料及び燃料費等となっており、原則としてリース契約を行っている所属が支出している。

なお、財産活用課にて支出している主な経費^{※10}ごとの支出額は表9のとおりである。

(表9)

経費の内容 ^{※10}	平成30年度中の支出額(円)
公課費	4,179,300
自賠責保険料	1,839,500
任意保険料	5,479,553
合計	11,498,353

※10 特殊車両及び自動二輪車に要する経費を含めている。企業会計を除く。

2 公用車の安全対策について

(1) 安全運転管理者・副安全運転管理者について

①安全運転管理者

道路交通法第74条の3第1項の規定により、自動車の使用者は内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について道路交通法施行規則で定める要件を備えるものの中から、安全運転管理者を選任しなければならないこととされている。

○道路交通法施行規則第9条の8第1項による内閣府令で定める台数

ア 5台以上

イ 乗車定員11人以上の自動車1台以上（原動機付自転車を除く自動二輪車は0.5台として計算）

○道路交通法施行規則第9条の9第1項による内閣府令で定める安全運転管理者の資格要件

ア 20歳（副安全運転管理者が置かれることとなる場合にあっては30歳）以上の者であること

イ 自動車の運転の管理に関し2年（自動車の運転の管理に関し公安委員会が行う教習を修了した者にあつては、1年）以上実務の経験を有する者など

②副安全運転管理者

道路交通法第74条の3第4項の規定により、自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、内閣府令で定める台数以上の自動車を使用する本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その他について道路交通法施行規則で定める要件を備える者の中から、副安全運転管理者を選任しなければならないこととされている。

○道路交通法施行規則第9条の8第2項による内閣府令で定める要件

ア 20台以上（選任人数は20台ごとに1人を追加）

○道路交通法施行規則第9条の9第2項による内閣府令で定める副安全運転管理者の資格要件

ア 自動車の運転の管理に関し1年以上実務の経験を有する者など

このうち、安全運転管理者について、人事異動により新たに選任する必要があるにもかかわらず、前任者名で安全運転管理者等講習を受講していた所属が2所属あった。

なお、本市における安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任状況は表10のとおりとなっている。

(表10)

自動車を使用する本拠	使用台数 ^{※11} (台)	安全運転 管理者 (人)	副安全運転 管理者 (人)
市役所本庁舎	178	1	8
日暮クリーンセンター	8	1	0
中央保健福祉センター	9	1	0
健康福祉会館	7	1	0
竹ヶ花別館	10	1	0
市立高等学校	3	1	0
水道部	10	1	0
松戸市立総合医療センター	9	1	0
東松戸病院	10	1	0
消防局 (各消防署等を含む)	86	10	0
合 計	330	19	8

※11 使用台数には特殊車両及び自動二輪車(原動機付自転車を除く)を含めている。

(2) 車両主任について

本市では、松戸市庁用自動車管理規程により、所属ごとに車両主任を選任することとなっている。車両主任は、運転者に対する法令遵守及び安全運転指導、所属車両における運行状況の把握及び効率的な運行の推進、事故発生時の対応、報告等の業務を行っている。

(3) 車両の点検及び整備等について

車両法では、自動車の使用者は、自動車の点検と必要に応じた整備を行い、保安基準に適合するよう維持しなければならないとされている。

使用者の点検及び整備の義務は、以下のとおりである。

①日常点検整備について

道路運送車両法（以下「車両法」という。）第 47 条の 2 に規定する日常点検整備については、監査の対象とした 290 台全てで毎回実施しているとの回答であった。

②定期点検整備について

車両法第 48 条の規定により、自動車の使用者は一定の期間ごとに自動車の点検をしなければならないこととされている。平成 30 年度においては、監査の対象となる 290 台全てで、定期点検整備を行っていた。

③継続検査等（車検）について

車両法第 58 条では、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、運行の用に供してはならないこととなっている。平成 30 年度においては、必要な時期に継続検査を受けていなかったことから、自動車検査証の有効期限が切れてしまっていた車両を運行の用に供していた事例が 1 件あった。

なお、継続検査等の時期については所属ごとに管理の方法が異なっていたが、表計算ソフト等を使用し管理している事例、自動車検査証の写しを課内で保管し管理している事例、車内の目立つ場所に自動車検査証の有効期間を記載したシールを貼付している事例、課内で専用のホワイトボードを使用し管理している事例などがあった。

(4) 事故の発生状況について

平成 30 年度における事故の発生件数は 55 件であり、その内訳及び過去の事故件数は表 11 のとおりである。

(表 11)

年度別件数 事故の概要	平成 30 年度 (件)	平成 29 年度 (件)	平成 28 年度 (件)
対人事故 (対人・対物事故も含む)	1	4	1
対物事故 (市側に過失割合があるもの)	9	17	10
自損事故	31	25	19
被害事故 (市側に過失割合がないもの)	10	6	4
不明事故	4	7	6
合 計	55	59	40

平成 30 年度中の公用車による交通事故は 55 件で、平成 29 年度と比較すると 4 件減少している。また、事故のうち、自損事故の割合がもっとも多く、平成 30 年度においては 31 件となっている。

事故防止の取組としては、財産活用課による車両主任に対する研修及び希望職員に向けた実技研修などを実施しているほか、各所属において車両主任による研修を年に 1 回実施している。

(5) ドライブレコーダーの設置状況について

本市では、平成29年8月に「松戸市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱」を制定し、消防局及び地方公営企業が保有する車両を除く全車両にドライブレコーダーを設置したところである。

部局ごとの設置状況は表12のとおりである。

(表12)

部 局	保有台数 (台)	ドライブレコーダー 設置台数 (台)	設置率 (%)
総務部	1	1	100.00
総合政策部	3	3	100.00
財務部	93	93	100.00
市民部	18	18	100.00
経済振興部	5	5	100.00
環境部	28	28	100.00
健康福祉部	6	6	100.00
福祉長寿部	28	28	100.00
子ども部	8	8	100.00
街づくり部	18	18	100.00
建設部	23	23	100.00
生涯学習部	13	13	100.00
学校教育部	2	2	100.00
市議会事務局	1	1	100.00
選挙管理委員会事務局	1	1	100.00
小 計	248	248	100.00
消防局	18	5	27.78
水道部	8	8	100.00
病院事業管理局	16	2	12.50
小 計	42	15	35.71
合 計	290	263	90.69

第8 監査の結果

監査の結果、公用車の管理と安全対策については、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

着眼点（1）公用車は適切に維持管理されているか。

ア 公用車の保有状況は適切なものとなっているか。

保有形態はリース又は所有となっている。なお、各所属において業務の性質に応じて必要な台数を保有しているほか、財産活用課において集中管理車を貸し出しており、適正に執行されているものと認められた。

イ 公用車は効率的に稼働しているか。

稼働率は、部局により差異が生じていたが、業務の性質や出先機関である等の事情を勘案すると適正に執行されているものと認められた。

ウ 公用車の運行管理は適切に行われているか。

指摘事項

○運行日誌について、松戸市庁用自動車管理規程に定められた様式と異なる様式を使用していたものがあつた。

今後は、規程に則った適正な事務処理を行われたい。

【所管課】東松戸病院総務課（1件）

着眼点（2）公用車における安全対策は適正に行われているか。

ア 定期点検、整備等は法令に従い、適時・適切に行われているか。

指摘事項

○安全運転管理者が異動したにもかかわらず、後任者の選任が遅れていたものがあつた。

今後は、道路交通法に則った適正な事務処理を行われたい。

【所管課】市立高等学校（1件）

東松戸病院総務課（1件）

イ 事故防止の取組は適切に行われているか。

財産活用課において、車両主任研修、実技研修会等を開催しているほか、全所属において車両主任が研修を実施しており、適正に執行されているものと認められた。

む す び

全体的な課題として、下記により意見を述べる。

1 公用車の効率的な使用と適正な保有・更新について

監査の結果、公用車の使用状況については、車両の1台当たりの平均年間走行距離は4,419 km、稼働率の平均は69.67%であった。

公用車の保有にあたり、出先機関で週休日に車両を使用する必要がある、災害時に対応するため一定台数の車両が必要である等、業務上の必要性があることは理解できる。しかし、「公用車の管理・運行に関する基準」で定められた、登録日から10年または走行距離が100,000 kmを超えているにもかかわらず、運行可能であるとの理由により稼働率の低い車両を継続保有している事例もあった。

所有車両については、購入後は毎年のリース料支出はないものの、法定検査費用、公課費、自賠責保険料、任意保険料、修繕費、燃料費などの維持管理コストがかかっている。過去数年にわたり稼働率の低い車両を保有している所属にあっては、維持管理コストも勘案し、保有台数の見直しやリース車両への更新も検討されたい。

また、財産活用課の集中管理車については使用予定日の1か月前からシステム予約できるが、予約を入れた後に不要となっても、システム上で取消を行わない限り他の所属は使用することができない。財産活用課では庁内掲示板等で適切に取消を行うよう注意喚起しているところであるが、各課においても仮予約をした後、使用しないことが明らかになった時点で適切に取消を行い、必要な所属が集中管理車を効率的に使用できるよう努められたい。

2 公用車の適切な点検や整備等について

本市では、平成30年9月に公用車1台について、検査の有効期間を徒過した状態で約2か月半運行したという事案が発生し、平成30年9月14日付けで財産活用課から「公用車の自動車検査証の確認について」という注意喚起の文書も発出されたところである。

この度の行政監査対象車両について検査の有効期間を徒過した車両はなかったが、法定点検、継続検査等の日程に係る情報の共有範囲は、車両主任のみ、庶務担当職員間、運転に従事する職員間、所属職員全員等さまざまであった。

担当者間のみの共有では人事異動等により引継が十分になされないことも考えられる。情報共有の範囲はできる限り広くするとともに、所属内で管理責任体制を明確にし、法令遵守を徹底されたい。

3 公用車の安全対策について

公用車における事故原因については、被害事故及び不明事故を除くと最も多かったものはハンドル誤操作であり、次いで安全不確認、後方不確認であった。

事故防止の取組の一環として、財産活用課において、車両主任研修等を実施しているほか、模擬的な駐車を再現しての実技研修を実施するなど実践的な研修機会を設けていること、また全所属において車両主任による研修を実施していることは評価できるものである。

しかしながら、上記の事故原因に鑑みると、注意を払って運転することで避けることができた事故も一定割合を占めていると考えられる。各所属の車両主任が行う課内研修においても東葛飾地域振興事務所で貸与する交通安全DVDを活用したり実技研修を取り入れるなど、引き続き、事故防止に向け効果的な取組をされたい。

また、事故が発生した場合の対応マニュアルについては、多くの所属で、財産活用課が作成している「公用車車両事故事務処理フロー」や「事故発生時の初期対応について」（以下「フロー等」という。）を運行日誌に添付する、車内に常備するなどして運転者が携行できるようにしていたが、一部、運転時に携行していないという所属もあった。運転する際には必ずフロー等を携行し、万一事故が発生した場合は、運転者がフロー等に従い適切な行動を取れるよう各所属において十分に周知されたい。

なお、車両の運行を伴う業務を民間事業者に委託している場合にあっては、業務内容の他に従業員への安全教育体制、車両整備体制を仕様書・契約書に定めるとともに事故等が発生した場合を想定し、損害賠償等における責任範囲や免責条件などについてもあらかじめ契約書で定めることが望ましい。

公用車の車内清掃及び洗車は、随時行っているという所属が大半を占めており、実査したところ概ね清潔に保たれていたが、車体の汚れが目立ったもの、空き缶・空きペットボトルが車内に残されていた車両もごく一部に見受けられた。特にサイドミラーやウィンドウ、ヘッドライト・ブレーキランプ等の汚れは運転の安全性に支障を及ぼしかねないことから、常に清潔な状態を保つよう心がけられたい。

<資料編>

<資料1> 監査対象の公用車一覧

No.	保有形態	部局	所有・管理課	種別・用途	初度登録年月(日)	年間走行距離(km)	低公害車の該当	備考
1	所有	総務部	危機管理課	小型貨物	H17.7.6	3,497	その他低公害車	
2	リース	総合政策部	すぐやる課	小型貨物	H22.2.1	11,505	その他低公害車	
3	所有	総合政策部	すぐやる課	小型貨物	H16.4.28	11,973	その他低公害車	
4	リース	総合政策部	広報広聴課	軽貨物	H27.6.1	770	その他低公害車	
5	リース	財務部	財産活用課	軽貨物	H21.6.1	5,552	その他低公害車	
6	リース	財務部	財産活用課	普通乗用	H24.9.3	5,866	ハイブリッド	
7	リース	財務部	財産活用課	普通乗用	H28.8.1	3,646	ハイブリッド	
8	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H21.6.1	2,105	その他低公害車	
9	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H22.6.1	2,420	その他低公害車	
10	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H25.7.1	3,556	その他低公害車	
11	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H22.6.1	385	その他低公害車	
12	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H22.6.1	3,210	その他低公害車	
13	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H22.6.1	4,108	その他低公害車	
14	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H22.6.1	2,551	その他低公害車	
15	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H21.6.1	3,984	その他低公害車	
16	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H21.6.1	3,598	その他低公害車	
17	リース	財務部	財産活用課	普通乗合	H25.9.3	8,010	その他低公害車	
18	リース	財務部	財産活用課	軽貨物	H21.6.1	4,430	その他低公害車	
19	リース	財務部	財産活用課	軽貨物	H21.6.1	4,402	その他低公害車	
20	リース	財務部	財産活用課	軽貨物	H21.6.1	3,761	その他低公害車	
21	リース	財務部	財産活用課	軽貨物	H21.6.1	3,348	その他低公害車	
22	リース	財務部	財産活用課	軽貨物	H21.6.1	4,053	その他低公害車	
23	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H22.6.1	3,052	その他低公害車	
24	リース	財務部	財産活用課	軽貨物	H21.6.1	3,716	その他低公害車	
25	リース	財務部	財産活用課	軽貨物	H21.6.1	4,053	その他低公害車	
26	所有	財務部	財産活用課	普通乗用	H17.5.16	2,562	その他低公害車	H30.7.31廃車
27	リース	財務部	財産活用課	軽貨物	H24.6.1	3,877	その他低公害車	
28	リース	財務部	財産活用課	普通乗用	H25.6.4	9,056	ハイブリッド	
29	リース	財務部	財産活用課	軽貨物	H21.6.1	3,671	その他低公害車	
30	リース	財務部	財産活用課	普通乗用	H25.6.4	8,679	ハイブリッド	
31	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H24.6.1	4,451	その他低公害車	
32	リース	財務部	財産活用課	普通乗用	H25.6.4	6,406	ハイブリッド	
33	所有	財務部	財産活用課	軽貨物	H19.5.31	4,469	その他低公害車	
34	リース	財務部	財産活用課	小型乗用	H27.7.1	5,534	その他低公害車	
35	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H24.6.1	3,667	その他低公害車	
36	所有	財務部	財産活用課	小型貨物	H17.7.6	3,770	その他低公害車	
37	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H25.7.1	5,676	その他低公害車	
38	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H27.7.1	6,513	その他低公害車	
39	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H20.7.1	6,174	その他低公害車	
40	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H20.7.1	3,823	その他低公害車	
41	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H20.7.1	4,201	その他低公害車	
42	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H20.7.1	3,417	その他低公害車	
43	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H20.7.1	4,592	その他低公害車	
44	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H20.7.1	3,629	その他低公害車	
45	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H20.7.1	3,194	その他低公害車	
46	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H20.7.1	3,164	その他低公害車	
47	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H20.7.1	3,478	その他低公害車	
48	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H20.7.1	3,605	その他低公害車	
49	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H20.7.1	4,062	その他低公害車	
50	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H20.7.1	2,997	その他低公害車	

No.	保有形態	部局	所有・管理課	種別・用途	初度登録年月(日)	年間走行距離(km)	低公害車の該当	備考
51	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H20.7.1	2,877	その他低公害車	
52	所有	財務部	財産活用課	小型貨物	H18.4.12	3,599	その他低公害車	
53	所有	財務部	財産活用課	軽乗用	H17.5.31	1,141	その他低公害車	
54	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H21.6.1	2,947	その他低公害車	
55	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H21.6.1	2,837	その他低公害車	
56	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H20.7.1	3,097	その他低公害車	
57	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H21.6.1	3,151	その他低公害車	
58	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H21.6.1	3,175	その他低公害車	
59	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H26.7.1	2,466	その他低公害車	
60	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H21.6.1	3,462	その他低公害車	
61	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H25.7.1	2,634	その他低公害車	
62	リース	財務部	財産活用課	小型貨物	H26.7.1	3,724	その他低公害車	
63	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H27.7.1	2,258	その他低公害車	
64	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H29.8.1	2,481	その他低公害車	
65	リース	財務部	財産活用課	小型貨物	H29.8.1	3,532	その他低公害車	
66	リース	財務部	財産活用課	軽貨物	H29.8.1	3,574	その他低公害車	
67	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H26.7.1	5,801	その他低公害車	
68	リース	財務部	財産活用課	軽貨物	H22.6.1	4,608	その他低公害車	
69	リース	財務部	財産活用課	軽貨物	H22.6.1	2,643	その他低公害車	
70	リース	財務部	財産活用課	軽貨物	H24.6.1	4,071	その他低公害車	
71	リース	財務部	財産活用課	軽貨物	H25.7.1	5,251	その他低公害車	
72	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H24.6.1	4,062	その他低公害車	
73	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H25.7.1	1,717	その他低公害車	
74	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H26.7.1	481	その他低公害車	
75	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H27.7.1	2,247	その他低公害車	
76	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H29.8.1	5,600	その他低公害車	
77	リース	財務部	財産活用課	軽貨物	H22.6.1	9,122	その他低公害車	
78	リース	財務部	財産活用課	軽貨物	H21.6.1	3,482	その他低公害車	
79	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H24.6.1	3,227	その他低公害車	
80	リース	財務部	財産活用課	軽貨物	H28.6.1	2,319	その他低公害車	
81	リース	財務部	財産活用課	軽貨物	H24.6.1	2,410	その他低公害車	
82	リース	財務部	財産活用課	軽貨物	H28.6.1	1,706	その他低公害車	
83	リース	財務部	財産活用課	軽貨物	H29.8.1	7,715	その他低公害車	
84	リース	財務部	財産活用課	軽貨物	H24.6.1	3,278	その他低公害車	
85	リース	財務部	財産活用課	軽貨物	H25.7.1	4,417	その他低公害車	
86	リース	財務部	財産活用課	軽貨物	H24.6.1	8,147	その他低公害車	
87	リース	財務部	財産活用課	軽貨物	H24.6.1	1,269	その他低公害車	
88	リース	財務部	財産活用課	軽貨物	H24.6.1	3,245	その他低公害車	
89	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H27.7.1	2,551	その他低公害車	
90	リース	財務部	財産活用課	軽貨物	H22.6.1	7,450	その他低公害車	
91	リース	財務部	財産活用課	軽貨物	H24.6.1	4,740	その他低公害車	
92	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H26.7.1	4,515	その他低公害車	
93	リース	財務部	財産活用課	軽貨物	H28.6.1	4,124	その他低公害車	
94	リース	財務部	財産活用課	軽貨物	H29.8.1	5,491	その他低公害車	
95	リース	財務部	財産活用課	軽乗用	H28.6.1	6,007	その他低公害車	
96	所有	財務部	債権管理課	軽乗用	H16.5.31	2,503	その他低公害車	
97	リース	財務部	債権管理課	軽乗用	H27.6.1	6,041	その他低公害車	
98	所有	市民部	市民安全課	軽乗用	H22.11.16	6,247	その他低公害車	
99	所有	市民部	市民安全課	軽乗用	H19.6.28	3,966	その他低公害車	
100	リース	市民部	市民安全課	普通乗合	H18.9.1	5,922	—	

No.	保有形態	部局	所有・管理課	種別・用途	初度登録年月(日)	年間走行距離(km)	低公害車の該当	備考
101	所有	市民部	市民安全課	普通乗用	H20.9.30	3,289	ハイブリッド	
102	所有	市民部	市民安全課	普通乗用	H20.9.30	4,755	ハイブリッド	
103	所有	市民部	市民安全課	軽乗用	H21.7.30	2,110	その他低公害車	
104	リース	市民部	市民安全課	軽乗用	H27.10.22	32,373	その他低公害車	
105	リース	市民部	市民安全課	軽乗用	H27.10.22	31,671	その他低公害車	
106	リース	市民部	市民安全課	軽乗用	H28.7.25	30,578	その他低公害車	
107	リース	市民部	市民安全課	軽乗用	H28.7.25	28,098	その他低公害車	
108	リース	市民部	常盤平支所	軽貨物	H25.5.1	3,116	その他低公害車	
109	リース	市民部	小金支所	軽貨物	H29.6.1	2,409	その他低公害車	
110	リース	市民部	小金原支所	軽貨物	H27.6.1	3,234	その他低公害車	
111	リース	市民部	六実支所	軽貨物	H24.6.1	3,227	その他低公害車	
112	リース	市民部	馬橋支所	軽貨物	H26.7.1	2,304	その他低公害車	
113	所有	市民部	新松戸支所	軽貨物	H12.6.8	534	—	H30.6.8廃車
114	所有	市民部	矢切支所	軽貨物	H15.6.3	2,337	—	
115	所有	市民部	東部支所	軽貨物	H17.6.21	3,888	その他低公害車	
116	所有	経済振興部	消費生活課	小型貨物	H17.7.6	2,788	その他低公害車	
117	リース	経済振興部	消費生活課	軽乗用	H22.7.1	787	その他低公害車	
118	所有	経済振興部	消費生活課	軽乗用	H21.6.26	480	その他低公害車	
119	所有	経済振興部	公営競技事務所	軽乗用	H18.3.23	640	その他低公害車	
120	所有	経済振興部	公営競技事務所	軽乗用	H21.10.16	1,770	その他低公害車	
121	リース	環境部	環境政策課	軽乗用	H26.12.1	3,772	電気	
122	リース	環境部	環境政策課	普通乗用	H26.12.1	4,508	電気	
123	リース	環境部	環境政策課	軽貨物	H26.12.1	3,081	電気	
124	リース	環境部	環境政策課	普通乗用	H28.2.19	4,391	電気	無償、H31.2.18返却
125	リース	環境部	環境政策課	普通乗用	H29.2.3	644	燃料電池	
126	所有	環境部	環境保全課	軽貨物	H17.6.21	4,207	その他低公害車	
127	所有	環境部	環境保全課	軽貨物	H19.5.31	5,583	その他低公害車	
128	リース	環境部	環境保全課	軽貨物	H20.7.16	2,296	その他低公害車	
129	リース	環境部	環境保全課	普通貨物	H21.5.20	2,748	その他低公害車	
130	リース	環境部	環境保全課	小型貨物	H22.6.1	6,530	その他低公害車	
131	所有	環境部	環境保全課	普通貨物	H18.7.4	2,958	天然ガス	
132	リース	環境部	環境保全課	軽貨物	H24.5.1	2,952	その他低公害車	
133	所有	環境部	環境業務課	小型貨物	H10.5.29	1,634	—	
134	所有	環境部	環境業務課	普通貨物	H18.11.29	5,274	天然ガス	
135	所有	環境部	環境業務課	普通貨物	H17.11.29	6,085	天然ガス	
136	所有	環境部	環境業務課	普通貨物	H17.11.30	453	天然ガス	
137	所有	環境部	環境業務課	普通貨物	H19.11.19	5,652	天然ガス	
138	所有	環境部	クリーンセンター	小型貨物	H7.6.13	1,112	—	
139	所有	環境部	東部クリーンセンター	小型貨物	H14.5.31	1,144	その他低公害車	
140	リース	環境部	東部クリーンセンター	軽貨物	H29.6.1	4,588	その他低公害車	
141	所有	環境部	日暮クリーンセンター	軽貨物	H15.6.3	3,322	その他低公害車	
142	所有	環境部	日暮クリーンセンター	軽貨物	H15.6.3	2,823	その他低公害車	
143	所有	環境部	日暮クリーンセンター	軽貨物	H16.6.10	2,729	その他低公害車	
144	所有	環境部	日暮クリーンセンター	軽貨物	H18.4.26	1,276	その他低公害車	
145	所有	環境部	日暮クリーンセンター	普通貨物	H17.11.30	14,680	天然ガス	
146	所有	環境部	日暮クリーンセンター	普通貨物	H18.11.29	3,813	天然ガス	
147	リース	環境部	和名ヶ谷クリーンセンター	軽貨物	H26.5.1	2,498	その他低公害車	
148	リース	環境部	和名ヶ谷クリーンセンター	軽貨物	H29.6.1	2,171	その他低公害車	
149	リース	健康福祉部	地域医療課	軽乗用	H26.7.1	1,350	その他低公害車	
150	リース	健康福祉部	地域福祉課	軽貨物	H27.6.1	3,141	その他低公害車	

No.	保有形態	部局	所有・管理課	種別・用途	初度登録年月(日)	年間走行距離(km)	低公害車の該当	備考
151	所有	健康福祉部	健康推進課	軽乗用	H21.6.23	4,345	その他低公害車	
152	リース	健康福祉部	健康推進課	普通乗用	H26.6.2	13,534	その他低公害車	
153	リース	健康福祉部	健康推進課	小型貨物	H27.6.1	3,204	その他低公害車	
154	リース	健康福祉部	健康推進課	軽貨物	H28.6.1	1,777	その他低公害車	
155	リース	福祉長寿部	高齢者支援課	小型乗用	H20.6.3	835	その他低公害車	
156	所有	福祉長寿部	高齢者支援課	軽乗用	H10.6.15	1,385	—	
157	所有	福祉長寿部	高齢者支援課	軽貨物	H16.6.10	2,865	その他低公害車	
158	リース	福祉長寿部	高齢者支援課	軽乗用	H27.7.1	3,311	その他低公害車	
159	リース	福祉長寿部	高齢者支援課	軽貨物	H29.3.1	1,547	その他低公害車	
160	リース	福祉長寿部	国民健康保険課	軽乗用	H29.6.1	2,777	その他低公害車	
161	リース	福祉長寿部	国民健康保険課	軽乗用	H29.6.1	2,386	その他低公害車	
162	リース	福祉長寿部	介護保険課	軽乗用	H27.6.1	4,120	その他低公害車	
163	リース	福祉長寿部	介護保険課	小型乗用	H28.8.2	2,306	その他低公害車	
164	リース	福祉長寿部	生活支援一課	軽乗用	H22.6.1	5,372	その他低公害車	
165	リース	福祉長寿部	生活支援一課	軽乗用	H24.8.1	6,046	その他低公害車	
166	リース	福祉長寿部	生活支援一課	軽乗用	H24.8.1	4,911	その他低公害車	
167	所有	福祉長寿部	生活支援一課	軽貨物	H19.4.27	4,100	その他低公害車	
168	リース	福祉長寿部	生活支援一課	軽乗用	H29.6.1	6,224	その他低公害車	
169	リース	福祉長寿部	生活支援一課	軽乗用	H29.6.1	6,258	その他低公害車	
170	所有	福祉長寿部	生活支援二課	軽乗用	H18.5.18	636	その他低公害車	H30.5.31廃車
171	所有	福祉長寿部	生活支援二課	軽乗用	H18.5.18	689	その他低公害車	H30.5.31廃車
172	所有	福祉長寿部	生活支援二課	軽乗用	H19.4.27	5,467	その他低公害車	
173	リース	福祉長寿部	生活支援二課	小型貨物	H28.6.1	6,297	その他低公害車	
174	リース	福祉長寿部	障害福祉課	小型乗用	H22.6.1	8,718	その他低公害車	
175	リース	福祉長寿部	障害福祉課	軽乗用	H22.6.1	5,392	その他低公害車	
176	所有	福祉長寿部	健康福祉会館	普通乗用	H10.2.27	2,284	—	
177	所有	福祉長寿部	健康福祉会館	軽乗用	H14.5.31	2,309	その他低公害車	
178	リース	福祉長寿部	健康福祉会館	普通乗合	H21.3.2	5,015	その他低公害車	
179	リース	福祉長寿部	健康福祉会館	普通乗合	H15.8.19	6,128	その他低公害車	
180	リース	福祉長寿部	健康福祉会館	軽乗用	H27.6.1	2,714	その他低公害車	
181	リース	福祉長寿部	健康福祉会館	普通乗合	H29.8.17	6,055	その他低公害車	
182	リース	福祉長寿部	健康福祉会館	軽貨物	H30.2.1	3,111	その他低公害車	
183	所有	子ども部	子どもわかもの課	小型乗用	H17.4.19	3,465	その他低公害車	
184	リース	子ども部	子どもわかもの課	小型貨物	H22.6.1	2,424	その他低公害車	
185	所有	子ども部	子どもわかもの課	小型貨物	H15.6.17	3,453	その他低公害車	
186	所有	子ども部	子ども家庭相談課	小型貨物	H13.6.4	289	その他低公害車	H30.6.4廃車
187	リース	子ども部	子ども家庭相談課	小型乗用	H25.8.1	3,561	ハイブリッド	
188	リース	子ども部	子ども家庭相談課	軽乗用	H26.6.2	6,609	その他低公害車	
189	リース	子ども部	子ども家庭相談課	小型乗用	H28.9.15	6,098	その他低公害車	
190	所有	子ども部	幼児保育課	軽乗用	H19.8.23	3,820	その他低公害車	
191	所有	街づくり部	街づくり課	普通乗用	H15.9.10	4,420	その他低公害車	
192	所有	街づくり部	街づくり課	軽貨物	H15.8.29	5,374	その他低公害車	
193	所有	街づくり部	街づくり課	軽乗用	H15.4.21	3,040	その他低公害車	
194	所有	街づくり部	街づくり課	軽乗用	H15.8.29	2,426	その他低公害車	
195	所有	街づくり部	街づくり課	軽乗用	H15.8.29	2,424	その他低公害車	
196	リース	街づくり部	交通政策課	軽貨物	H24.6.1	8,686	その他低公害車	
197	リース	街づくり部	交通政策課	軽貨物	H24.6.1	9,597	その他低公害車	
198	所有	街づくり部	みどりと花の課	小型貨物	H14.6.12	3,544	—	
199	所有	街づくり部	みどりと花の課	小型貨物	H18.6.1	3,670	その他低公害車	
200	リース	街づくり部	公園緑地課	軽乗用	H25.5.1	6,821	その他低公害車	

No.	保有形態	部局	所有・管理課	種別・用途	初度登録年月(日)	年間走行距離(km)	低公害車の該当	備考
201	所有	街づくり部	公園緑地課	軽貨物	H15.6.3	3,295	その他低公害車	
202	所有	街づくり部	公園緑地課	軽貨物	H27.4.27	6,884	その他低公害車	
203	所有	街づくり部	公園緑地課	小型貨物	H10.5.29	4,164	—	
204	リース	街づくり部	公園緑地課	小型貨物	H28.8.1	8,094	その他低公害車	
205	リース	街づくり部	住宅政策課	軽貨物	H27.6.1	4,554	その他低公害車	
206	リース	街づくり部	住宅政策課	軽貨物	H28.7.1	3,890	その他低公害車	
207	所有	街づくり部	建築指導課	軽貨物	H18.4.28	3,670	その他低公害車	
208	リース	街づくり部	建築保全課	軽貨物	H25.5.1	4,953	その他低公害車	
209	リース	建設部	建設総務課	軽貨物	H24.6.1	4,966	その他低公害車	
210	リース	建設部	道路建設課	小型乗用	H28.6.28	6,046	ハイブリッド	
211	リース	建設部	道路建設課	軽貨物	H29.6.1	5,079	その他低公害車	
212	リース	建設部	道路維持課	軽貨物	H24.8.1	6,040	その他低公害車	
213	所有	建設部	道路維持課	小型貨物	H18.6.5	243	—	H30.11.28廃車
214	リース	建設部	道路維持課	普通貨物	H28.12.1	3,566	その他低公害車	
215	リース	建設部	道路維持課	軽貨物	H26.8.1	7,433	その他低公害車	
216	リース	建設部	河川清流課	軽貨物	H25.7.1	4,656	その他低公害車	
217	リース	建設部	河川清流課	軽貨物	H26.7.1	2,366	—	
218	所有	建設部	河川清流課	軽貨物	H25.6.3	5,332	—	
219	所有	建設部	河川清流課	軽貨物	H21.5.26	7,132	—	
220	リース	建設部	下水道経営課	軽貨物	H24.8.1	1,411	その他低公害車	
221	所有	建設部	下水道整備課	軽貨物	H16.6.10	1,841	その他低公害車	
222	リース	建設部	下水道整備課	軽貨物	H24.8.1	1,801	その他低公害車	
223	リース	建設部	下水道整備課	軽貨物	H25.7.1	3,931	その他低公害車	
224	リース	建設部	下水道整備課	軽貨物	H26.7.1	5,764	その他低公害車	
225	所有	建設部	下水道維持課	軽貨物	H13.5.28	1,509	その他低公害車	
226	所有	建設部	下水道維持課	軽貨物	H14.6.12	2,409	その他低公害車	
227	リース	建設部	下水道維持課	軽貨物	H22.7.1	2,930	その他低公害車	
228	リース	建設部	下水道維持課	普通貨物	H15.9.10	635	その他低公害車	
229	リース	建設部	下水道維持課	軽貨物	H24.6.1	5,095	その他低公害車	
230	リース	建設部	下水道維持課	軽貨物	H24.8.1	3,788	その他低公害車	
231	リース	建設部	下水道維持課	軽貨物	H28.7.1	9,551	その他低公害車	
232	リース	生涯学習部	教育企画課	普通乗用	H21.6.1	1,354	ハイブリッド	
233	所有	生涯学習部	教育財務課	普通貨物	H18.2.22	1,934	その他低公害車	
234	所有	生涯学習部	教育財務課	軽貨物	H18.1.11	4,566	その他低公害車	
235	リース	生涯学習部	社会教育課	軽乗用	H22.9.1	3,213	その他低公害車	
236	所有	生涯学習部	社会教育課	小型貨物	H8.6.14	469	—	H30.6.11廃車
237	リース	生涯学習部	生涯学習推進課	軽貨物	H26.6.2	5,099	その他低公害車	
238	所有	生涯学習部	生涯学習推進課	軽貨物	H15.6.3	2,422	その他低公害車	
239	所有	生涯学習部	生涯学習推進課	軽貨物	H21.6.17	6,654	その他低公害車	
240	所有	生涯学習部	スポーツ課	普通貨物	H19.6.8	4,011	その他低公害車	
241	所有	生涯学習部	図書館	軽貨物	H18.6.16	3,714	その他低公害車	
242	所有	生涯学習部	図書館	軽貨物	H19.5.31	4,887	その他低公害車	
243	リース	生涯学習部	図書館	軽貨物	H23.9.30	3,382	その他低公害車	
244	所有	生涯学習部	博物館	軽貨物	H18.6.30	3,119	その他低公害車	
245	所有	学校教育部	市立高校	小型貨物	H8.5.10	3,028	—	
246	リース	学校教育部	市立高校	普通乗合	H18.6.30	13,607	—	
247	リース	市議会事務局	庶務課	普通乗用	H24.11.1	5,547	ハイブリッド	
248	リース	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	軽貨物	H25.6.3	3,660	その他低公害車	
249	所有	消防局	消防局	軽貨物	H21.7.9	1,857	その他低公害車	
250	所有	消防局	消防局	軽貨物	H21.7.9	2,911	その他低公害車	

No.	保有形態	部局	所有・管理課	種別・用途	初度登録年月(日)	年間走行距離(km)	低公害車の該当	備考
251	所有	消防局	消防局	軽貨物	H21.7.9	2,540	その他低公害車	
252	所有	消防局	消防局	軽貨物	H18.6.22	2,781	その他低公害車	
253	所有	消防局	消防局	軽貨物	H18.6.22	2,846	その他低公害車	
254	所有	消防局	消防局	軽貨物	H17.12.16	2,265	その他低公害車	
255	所有	消防局	消防局	小型貨物	H7.8.9	1,545	—	
256	所有	消防局	消防局	小型貨物	H9.5.13	1,530	—	
257	所有	消防局	消防局	普通乗用	H25.3.29	4,120	—	
258	所有	消防局	消防局	普通乗合	H8.5.27	1,114	—	
259	所有	消防局	消防局	小型貨物	H16.2.3	3,893	天然ガス	
260	所有	消防局	消防局	軽乗用	H16.4.9	5,016	その他低公害車	
261	所有	消防局	消防局	小型貨物	H18.9.28	3,468	その他低公害車	
262	所有	消防局	消防局	軽貨物	H19.12.21	2,333	その他低公害車	
263	所有	消防局	消防局	小型乗用	H14.5.27	3,249	その他低公害車	
264	リース	消防局	消防局	軽貨物	H27.6.1	3,819	その他低公害車	
265	リース	消防局	消防局	小型乗用	H27.10.1	6,992	その他低公害車	
266	リース	消防局	消防局	小型貨物	H29.7.3	7,467	その他低公害車	
267	所有	水道部	総務課	普通乗用	H24.5.29	1,131	—	
268	所有	水道部	総務課	軽乗用	H17.5.19	3,609	—	
269	所有	水道部	工務課	軽貨物	H26.6.9	2,361	その他低公害車	
270	所有	水道部	工務課	軽貨物	H28.5.27	2,888	その他低公害車	
271	所有	水道部	工務課	軽貨物	H27.7.29	1,678	その他低公害車	
272	所有	水道部	工務課	小型貨物	H18.6.26	1,366	その他低公害車	
273	所有	水道部	工務課	軽貨物	H19.12.27	3,256	その他低公害車	
274	所有	水道部	工務課	小型貨物	H15.11.20	217	その他低公害車	
275	所有	病院事業管理局	管財課	小型乗用	H5.7	3,773	—	
276	所有	病院事業管理局	管財課	軽乗用	H15.8	3,962	—	
277	所有	病院事業管理局	管財課	軽乗用	H19.8	6,323	—	
278	所有	病院事業管理局	管財課	普通乗用	H20.3	2,927	—	
279	所有	病院事業管理局	管財課	軽乗用	H21.1	5,087	—	
280	所有	病院事業管理局	管財課	普通乗用	H20.11	3,300	—	
281	所有	病院事業管理局	管財課	普通乗用	H25.2	974	ハイブリッド	
282	所有	病院事業管理局	東松戸病院総務課	小型乗用	H18.3.27	8,007	—	
283	所有	病院事業管理局	東松戸病院総務課	軽貨物	H21.4.30	3,408	—	
284	リース	病院事業管理局	東松戸病院総務課	小型乗用	H25.5.1	3,276	—	
285	リース	病院事業管理局	東松戸病院総務課	小型乗用	H26.4.1	5,239	—	
286	リース	病院事業管理局	東松戸病院総務課	軽乗用	H27.5.1	5,014	—	
287	リース	病院事業管理局	東松戸病院総務課	軽乗用	H27.5.1	4,801	—	
288	リース	病院事業管理局	東松戸病院総務課	軽乗用	H27.5.1	3,128	—	
289	リース	病院事業管理局	東松戸病院総務課	軽乗用	H25.5.1	6,555	—	
290	リース	病院事業管理局	東松戸病院総務課	軽乗用	H25.5.1	4,219	—	

※ 平成30年度途中に新規で保有した車両は含まない。

<資料 2> 松戸市庁用自動車管理規程

昭和47年 4月17日

松戸市訓令甲第 4号

改正 昭和48年 3月 1日訓令甲第 4号

昭和48年10月25日訓令甲第22号

昭和52年 6月 1日訓令甲第 8号

平成12年 3月30日訓令甲第 8号

平成19年 9月10日訓令甲第 9号

平成25年 3月29日訓令甲第 3号

(趣旨)

第 1 条 この訓令甲は、庁用自動車（消防車を除く。）を適正に管理し、もつて安全効率的な運行を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この訓令甲において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 庁用自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第 2 条第 2 項に規定する自動車及び同条第 3 項に規定する原動機付自転車で本市の業務の用に供するものをいう。
- (2) 整備管理者 道路運送車両法第50条第 1 項の規定により、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第31条の 4 に規定する資格を有する者のうちから、市長が任命するものをいう。
- (3) 安全運転管理者 道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の 3 第 1 項の規定により、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第 9 条の 9 第 1 項に規定する要件を有する者のうちから、市長（消防局にあつては、消防局長）が任命するものをいう。
- (4) 副安全運転管理者 道路交通法第74条の 3 第 4 項の規定により、道路交通法施行規則第 9 条の 9 第 2 項に規定する要件を有する者のうちから市長（消防局にあつては、消防局長）が任命するものをいう。
- (5) 運転者 道路交通法第84条から第86条までに規定する運転免許証を有し、運転を命ぜられた者をいう。
- (6) 車両主任 所属長が指名する者で所属自動車を管理するものをいう。

(整備管理者の業務)

第3条 整備管理者は、道路運送車両法施行規則第32条各号に掲げる業務を行う。

(安全運転管理者等の業務)

第4条 安全運転管理者は、道路交通法施行規則第9条の10各号に掲げる業務を行う。

2 副安全運転管理者は、安全運転管理者の業務を補助する。

(運転者の遵守事項)

第5条 運転者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 運転に当たっては、公務員たるを自覚し、法令を遵守し、安全な運転をしなければならない。
- (2) 仕業点検を仕業点検表（第1号様式）により必ず実行し、点検により異常箇所を認めたときは、車両主任に報告し、指示を受けなければならない。
- (3) 整備に留意し、常に良好に運行できる状態を維持しておかななければならない。
- (4) 運行を終了したときは、車両主任に報告し、運行日誌（第2号様式）に所定の事項を記入しなければならない。
- (5) 退庁時は、エンジンキーを所定の場所に返納しなければならない。
- (6) 事故発生時は、法令の定める措置をした後、速やかに所属長及び車両主任に報告する。

(車両主任の業務)

第6条 車両主任は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 運転者に対し、法令を遵守し、安全な運転を行うよう指導すること。
- (2) 常に所属車両の運行状況を把握し、効率的な運行に努めること。
- (3) 運転者から車両異常箇所の報告を受けた場合において、その処理及び運行の可否について判断できないときは、整備管理者の指示を受けること。
- (4) 整備報告書（第3号様式）を財産活用課長に提出すること。
- (5) 事故発生時は、事故報告書（第4号様式）により、安全運転管理者を経由して財産活用課長に報告し、事故の処理を行うこと。
- (6) 安全運転講習会等に、積極的に参加し、安全運転の啓発に努めること。
- (7) 所属車両の運行に当たっては、経費削減に留意すること。
- (8) その他安全運転管理者又は整備管理者から指示された業務

(市名の表示)

第7条 庁用自動車には、特別な理由がある場合を除き、市名を表示しなければならない。

(雑則)

第8条 この訓令甲に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令甲は、公布の日から施行する。

(松戸市自動車管理規程の廃止)

2 松戸市自動車管理規程（昭和38年松戸市訓令第13号）は、この訓令甲施行の日から廃止する。

附 則（昭和48年3月1日松戸市訓令甲第4号抄）

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年10月25日松戸市訓令甲第22号抄）

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年6月1日松戸市訓令甲第8号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月30日松戸市訓令甲第8号）

(施行期日)

1 この訓令甲は、平成12年4月1日から施行する。

(松戸市自動車等標識表示要領の廃止)

2 松戸市自動車等標識表示要領（昭和42年松戸市訓令甲第8号）は、廃止する。

附 則（平成19年9月10日松戸市訓令甲第9号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日松戸市訓令甲第3号）

この訓令甲は、平成25年4月1日から施行する。

＜資料 3＞公用車の管理・運行に関する基準

（目 的）

この基準は、公用車の管理・運行に関する基本的な事項を定め、公用車の経済的かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

（公用車の分類）

1. 公用車は、専用車、集中管理車、長期貸出車及び課保有車に分類する。

（1）専用車とは、財産活用課又は議会事務局に所属し、市長、副市長又は議長の専用に供する公用車をいう。

（2）集中管理車とは、財産活用課に所属し、車両配車室で予約車両の管理がされ、共同的に使用される公用車をいう。

（3）長期貸出車とは、財産活用課に所属し、貸出しを受けている課等の専用に供する公用車をいう。

（4）課保有車とは、専用車、集中管理車及び長期貸出車以外の公用車で、各課等に所属し各課等の専用に供する公用車をいう。

（公用車の管理）

1. 公用車の総括管理は、財産活用課長が行うものとする。

2. 集中管理車、専用車及び課等の保有車の管理は公用車が所属する所管課の車両主任が行うものとする。

3. 長期貸出車の管理は、貸出しを受けている課等の車両主任が行うものとする。

（公用車の整備等）

1. 公用車が所属する所管課の車両主任は、道路運送車両法第 48 条に基づく定期点検整備を適正に実施しなければならない。

2. 公用車が所属する所管課の車両主任は、管理する車両の定期点検整備終了後、整備報告書を財産活用課長に提出するものとする。ただし、課保有車両については、所管課の長に提出するものとする。

3. 車両主任は、運転手から所管する車両の異常個所の報告を受けたときは、速やかにその状況を財産活用課長に報告し、修理等についての指示を受けなければならない。ただし、課保有車については所属する所管課の長の指示を受けるものとする。

(公用車の使用基準)

1. 公用車を使用できる場合は、所管課の長が承認し、職員が職務上必要とする場合とする。

(公用車の使用地域)

1. 公用車（専用車を除く）の使用地域は、財産活用課長又は所管課の長が必要と認める場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 集中管理車 ワゴン車は千葉県内及び千葉県近隣都県内の地域とし、軽車両等は松戸市内及び松戸市近隣市内の地域とする。
- (2) 長期貸出車 松戸市内及び松戸市近隣市内の地域とする。
- (3) 課保有車 松戸市内及び松戸市近隣市内の地域とする。

(集中管理車の申込み)

1. 集中管理車を使用するときは、あらかじめ公開羅針盤に使用日時、予約者名等の必要事項を入力する方法（公開羅針盤掲載以外の集中管理車については、事前に財産活用課車両担当者に予約状況を確認後、使用する前日までに申請書を提出する方法）によって財産活用課長に申請し、その承認を得なければならない。

(長期貸出車等の申込み)

1. 長期貸出車は、特定の用途があるなど、その車両がなければ業務に支障をきたすような場合に財産活用課長に対し長期貸出車の貸出しを要求することができるものとする。
2. 長期貸出車の貸出しを要求する所属長は、長期貸出車利用申請書により財産活用課長に申請しなければならない。
3. 財産活用課長は、長期貸出車利用申請書を受理した場合は、速やかにこれを検討し、承認したときは長期貸出車の貸出しを許可するものとする。
4. 長期貸出車又は課保有車を管理する所管課の長は、他の課等の長から当該車両の貸出しの要求があったときは、業務に支障がない限りこの要請に応じなければならない。

(集中管理車及び長期貸出車の使用の制限)

1. 財産活用課長は、災害その他緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、集中管理車及び長期貸出車の使用を停止し、若しくは制限し、又は管理上必要な措置を講じることができる。

(運行状況の報告)

1. 運転者は、運転状況を運行日誌に記録し、集中管理車を除き、これを所管課の車両主任に報告しなければならない。
2. 運転者は、集中管理車を使用した場合は、使用終了後財産活用課の車両配車室担当者に報告し、その点検を受けるとともに、当該車両に係る運行日誌及び鍵を返納しなければならない。ただし、休日及び時間外に使用した場合は、車両を所定の場所に納め、当該車両に係る運行日誌及び鍵を翌日（翌日が休日の場合は翌日以降の直近の開庁日）の執務開始時間までに財産活用課の車両配車室担当者に返納することができる。
3. 長期貸出車及び課専用車を管理する車両主任は、当該車両の当月分の運行状況を翌月5日までに財務システム（車両燃費等）に必要事項を入力し、財産活用課長に報告すること。

(公用車の購入等)

1. 集中管理車の利用では業務に支障をきたす等により、専用する公用車の新規購入等を希望する所属は、その理由を明確にし財政課及び財産活用課と協議すること。
2. 公用車の購入又は更新をする際は、松戸市地球温暖化対策実行計画及び松戸市グリーン購入等に係る基本方針により、可能な限りクリーンエネルギー自動車を選定することとし、必ず事前に環境政策課及び契約課と協議すること。

(公用車の廃車)

1. 公用車が所属する所管課の長は、管理する車両を廃棄しようとするときは、当該車両の状態について財産活用課長の意見を聴かなければならない。
2. 公用車を廃車する目安は、自動車検査証に記載されている登録日から10年又は走行距離が10万キロを超えた場合とする。ただし、車両の状態、修理費等、総合的に判断し、これを短縮し、又は延長することができる。

(施行期日)

この基準は、平成19年10月1日から施行する。

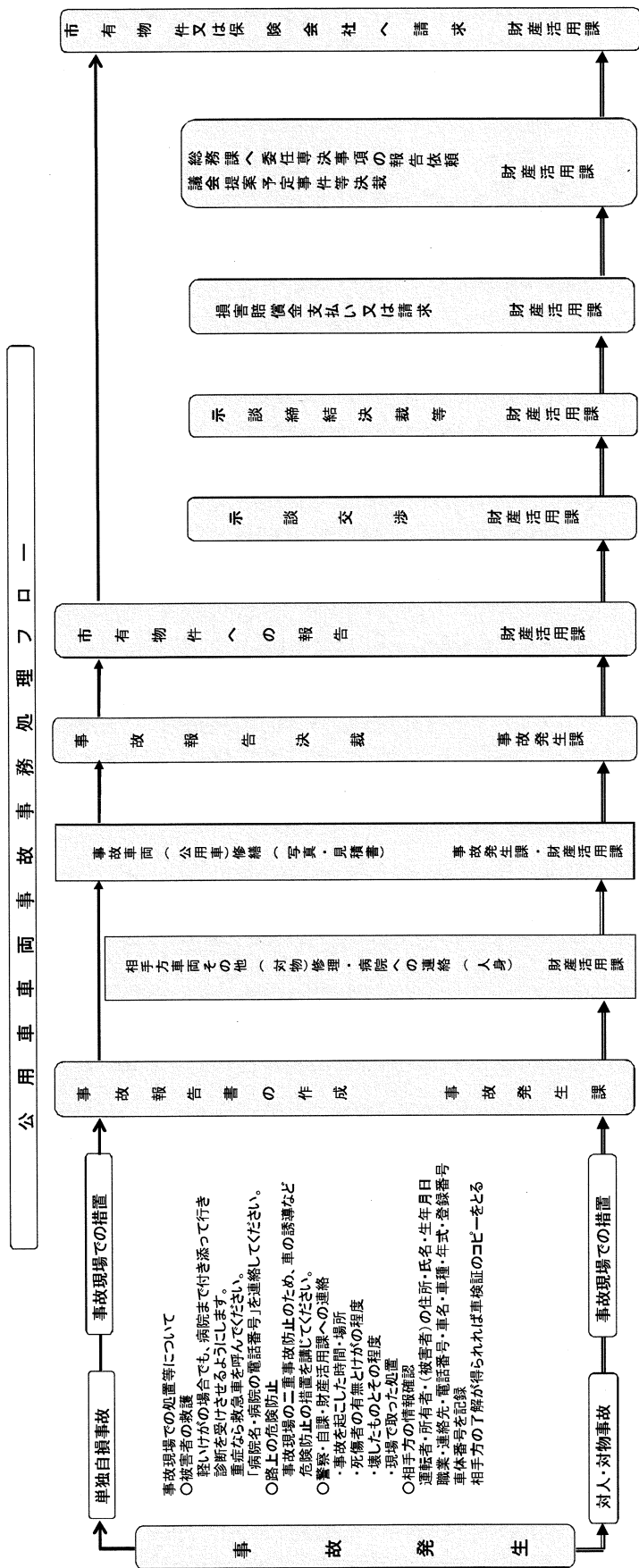
(施行期日)

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

この基準は、令和元年11月1日から施行する。

＜資料4＞ 公用車車両事故事務処理フロー等



注1 事故報告書の作成
 ・事故報告書(4号様式)を使用すること
 ・願末書を添付すること
 注2 事故報告決裁区分(対物事故)
 ○財務部長
 求償・賠償20万円未満の事故
 ○副市長
 求償・賠償20万円以上50万円未満の事故
 ○市長
 求償・賠償50万円以上の事故
 ※決裁会議: 総務部長、人事課長等(運転者とともに車両長が持ちまわること。ただし、被害事故の場合は除く)
 ※対人事故についてはすべて市長決裁とする。
 ※自損事故については財務部長決裁とする。(ただし、重大な事故については市長決裁とする。 ※決裁区分については、人事課及び財産活用課で協議し決定する。)
 注3 示談締結決裁区分(対物事故)
 ○財務部長
 求償・賠償20万円未満の事故
 ○副市長
 求償・賠償20万円以上50万円未満の事故
 ○市長
 求償・賠償50万円以上の事故
 ※対人事故及び対人対物事故についてはすべて市長決裁とする。
 ※対人・対物を別途に示談する場合は、それぞれの決裁区分による
 注4 賠償金支払い
 ・示談締結報告決裁終了後支払い
 ただし、損害賠償金200万円以上の場合は議決後支払いとなる

事故発生時の初期対応について

※人身事故の場合1～5

1 負傷者の救護

基本的には救急車を要請し職員が付き添うこと



※物損事故の場合2～5

2 危険防止の措置

二重事故防止のための車の誘導等



3 警察への通報

現場検証への立ち会いをすること



4 所属（車両主任）へ連絡



5 財産活用課へ事故報告

いつ・どこで・だれが・だれと・どのような事故で・どのようなことになったのか等

※過失割合の判断等の示談交渉は行わないこと

↓
 ①
 ②
 ③
 ↓
 ④
 ⑤
 ⑥
 ↓
 ⑦
 ⑧
 ⑨
 ↓
 ⑩
 ⑪
 ⑫
 ↓
 ⑬
 ⑭
 ⑮
 ↓
 ⑯
 ⑰
 ⑱
 ↓
 ⑲
 ⑳
 ㉑
 ↓
 ㉒
 ㉓
 ㉔
 ↓
 ㉕
 ㉖
 ㉗
 ↓
 ㉘
 ㉙
 ㉚
 ↓
 ㉛
 ㉜
 ㉝
 ↓
 ㉞
 ㉟
 ㊱
 ↓
 ㊲
 ㊳
 ㊴
 ↓
 ㊵
 ㊶
 ㊷
 ↓
 ㊸
 ㊹
 ㊺
 ↓
 ㊻
 ㊼
 ㊽
 ↓
 ㊾
 ㊿
 ㉑

1 人身事故の場合

(1) 救急車を呼ぶ

(2) 負傷者の情報を確認

住所： _____

氏名： _____

生年月日： _____

連絡先： _____

その他（職業等）： _____

(3) 医療機関の確認

病院名： _____

所在地： _____

電話番号： _____

治療費の支払い方法の確認

診断書の発行を依頼

負傷者の受傷部位や症状の把握

診断書（警察署提出用）の発行を依頼

2 物損事故の場合

(1) 相手先の情報を確認

住所： _____

氏名： _____

連絡先： _____

相手方車両の情報の確認

車両番号： _____

(相手方の了解が得られれば、車検証のコピーをとる)

(3) 損害箇所や損害程度の確認

(4) 修理工場の確認

工場名： _____

所在地： _____

電話番号： _____

任意保険の加入の有無

有・無 _____

(加入している場合、保険会社名： _____)

3 共通事項

(1) 二次災害防止のための措置を講じる

(2) 警察署への届出（現場検証、担当警察官の氏名及び勤務場所の確認）

(3) 所属への事故報告

(4) 財産活用課への事故報告

※ 過失割合の判断等示談交渉は行わないこと

可能であれば、下記①から③までの写真を撮る。

① 相手方の了承が得られれば、相手方車両（車両番号及び損害箇所）

または相手方損害物（全体及び損害箇所）

② 公用車両（車両番号及び損害箇所）

③ 現場状況（道路幅員及び標識等）

行政監査報告書（令和元年度分）
発行月 令和2年3月
編集 松戸市根本387番地の5
松戸市監査委員事務局